

大牟田市教育の振興に関する大綱

令和2（2020）年3月

大 牟 田 市

目 次

I	はじめに	1
II	大綱策定の趣旨	2
III	大綱の期間	2
IV	基本理念	3
V	基本目標	3
VI	施策	3
	1. 持続可能な社会の創り手を育成する学校教育が充実しているまち	5
	2. 専門的な教育の機会が確保され、高等教育機関等との連携や交流が 進むまち	6
	3. 未来に向けて、ともに学び、地域で行動する人がはぐくまれるまち	6
	4. スポーツを通して生きがいに満ち、活気にあふれるまち	7
	5. 文化芸術に親しみ、心豊かに生活できるまち	8
	6. 一人ひとりの人権が尊重され、男女が生き生きと暮らすまち	9

I はじめに

まちづくりは人づくりからと言われるように、まちは人によって成り立つものです。人が生活を営むことによって活気が生まれます。人と人とのつながりの中から、やさしさや思いやりがはぐくまれます。

本市では、家庭、地域、学校、職場など様々な場面において、多くの市民が、人を育てることの重要性を認識しています。

本市は、明治時代以降、日本の近代化を支えてきた石炭産業の隆盛とともに多くの人が集まり、そして、このまちに暮らす人々の英知と活力によって、様々な歴史や文化が生み出され、まちの魅力を形成してきました。これらは、今後とも大切に引き継いでいくべきものと考えます。

本市を取り巻く社会・経済情勢は、グローバル化が急速に進展し、人やモノ、情報等が国境を越えて行き交う、目まぐるしい変化、競争の中にあります。

このような社会にあって、市民一人ひとりが豊かな人生を実現し、また、本市が将来にわたって持続的に発展していくためには、生涯を通じて不断に学び、考え、予想外の事態をも乗り越えながら、自らの人生を切り拓き、そしてより良い社会づくりに貢献していくことのできる人を育成することが重要です。

これからの新しい時代においては、このまちに暮らす人が、生まれ育った郷土に愛着と誇りを持ち、安心して暮らすことができ、ずっと住み続けたいと思えるように、本市の独自性や強みに目を向け、これまでになかった新しい視点や取り組みを示しながら、持続発展可能なまちづくりを進めていくことが求められています。

そのためには、持続可能な社会の発展に貢献できる人づくりを目指し、総合教育会議において教育委員会と本市教育の目指す方向性を共有しながら、本市教育の振興を図り、新しい未来を切り拓く子どもたちの育成と、郷土を誇れる人づくり、持続可能な社会の創り手となれる人づくりに向けて取り組んでまいります。

令和2（2020）年3月

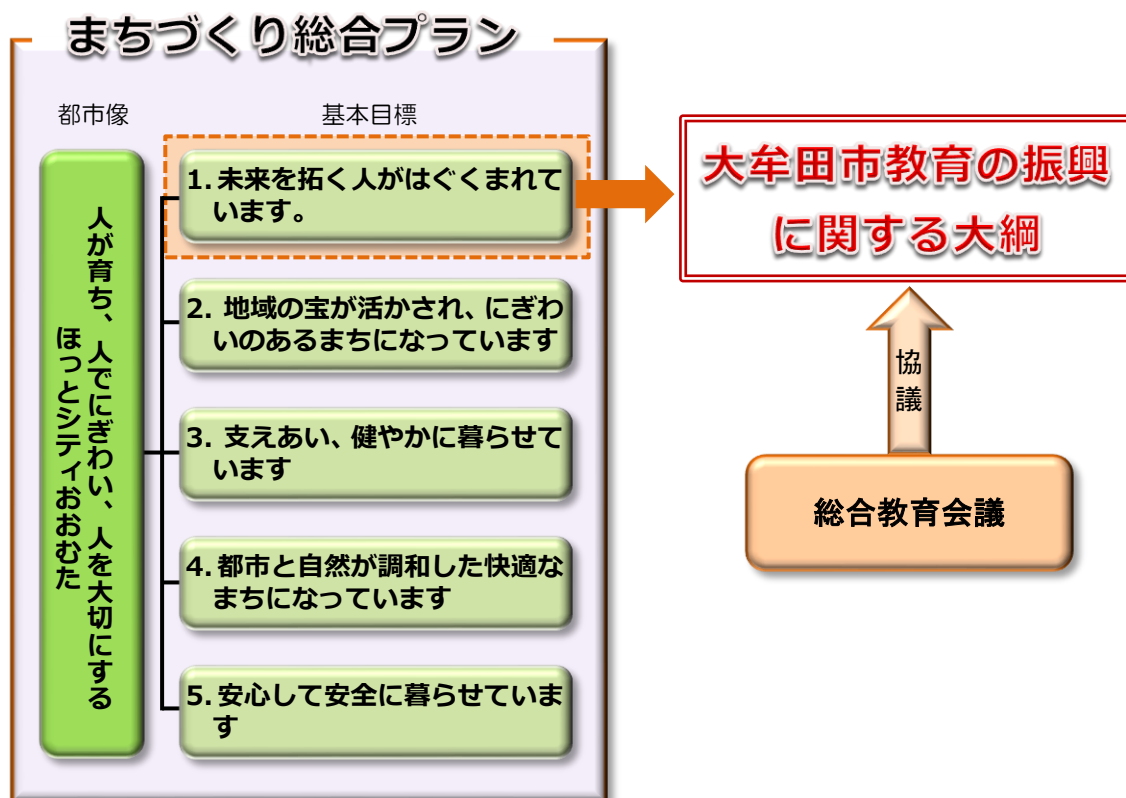
大牟田市長 関 好孝

II 大綱策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成 27（2015）年 4 月 1 日施行）に伴い、地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。（法第 1 条の 3 第 1 項）

これを受けて、本市においては、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に関し、その目標や施策の方針となるものとして、この大綱を定めます。

なお、本市では、まちづくりにおける最上位計画である第 6 次総合計画「大牟田市まちづくり総合プラン」のうち、教育に係る基本目標及び施策を基本として、大綱を策定しています。



III 大綱の期間

この大綱の期間は、令和 2（2020）年度から令和 5（2023）年度までの 4 年とします。

※「第 6 次総合計画」と同じ計画期間としています。

IV 基本理念

「まちづくりは人づくりから」という基本的な考え方に立ち、本市の教育は、魅力ある住みよい地域づくりを担い、持続可能な社会の発展に貢献できる人づくりを目指します。

V 基本目標

未来を拓く人がはぐくまれています

このまちで人が暮らし続けていくためには、このまちを支える人が必要です。このまちを支える人には、豊かな人間性と時代の変化に対応できる力が求められます。特に、大牟田の未来を担う世代である子どもたちには、幅広い知識や教養、新しい時代を切り拓く力を養うことが重要です。

そのため、安心して子どもを産むことができ、育てやすい環境を整えるとともに、家庭や地域、学校において、豊かな心や社会を生き抜く力、持続可能な社会をつくる力がはぐくまれるまちを目指します。

また、生涯を通して、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができ、その学習の成果をまちづくりに活かすことができる仕組みづくり、スポーツや文化芸術の振興を通じた人づくり、あらゆる人を尊重し、理解しあえる気持ちを持つ人づくりなどを通して、未来の大牟田を担う人づくりが行われているまちを目指します。

VI 施策

本市の教育は、上に掲げた基本理念のもと、基本目標を目指し、以下 6 つの施策をもって、その推進及び充実に努めます。

1. 持続可能な社会の創り手を育成する学校教育が充実しているまち
2. 専門的な教育の機会が確保され、高等教育機関等との連携や交流が進むまち
3. 未来に向けて、ともに学び、地域で行動する人がはぐくまれるまち
4. スポーツを通して生きがいに満ち、活気にあふれるまち
5. 文化芸術に親しみ、心豊かに生活できるまち
6. 一人ひとりの人権が尊重され、男女が生き生きと暮らすまち

～教育の大綱に掲げる施策とSDGs 17の目標との関係～

SDGsにおいては、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現することが求められています。

本市における各施策の推進にあたっては、SDGsとの関連を意識することで、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むこととします。

そこで、教育の大綱では、各施策において、本市が取り組む施策と関連するSDGsの関係を表しています。

SDGs 17の目標について



1 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



10 人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の不平等を是正する



2 飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



11 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



12 つくる責任つかう責任
持続可能な消費と生産のパターンを確保する



4 質の高い教育をみんなに
すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



13 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



14 海の豊かさを守ろう
海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



15 陸の豊かさを守ろう
陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



8 働きがいも経済成長も
すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する



17 パートナリシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



9 産業と技術革新の基盤をつくろう
レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る

施策 1

持続可能な社会の創り手を育成する学校教育が充実しているまち

児童生徒が持続可能な社会の創り手となれるよう、夢や目標に向かって意欲的に学ぶ力を育成するとともに、自ら課題を発見し、多様な人々と協働しながら主体的に解決する力を育成します。

(施策推進の視点)

①未来を創る児童生徒を育成する特色ある教育の展開

持続可能な社会の創り手をはぐくむ教育である ESD をさらに推進するほか、英語教育の充実、世界遺産学習や海洋教育の推進、ICT の活用、義務教育 9 年間を見通した小中一貫教育の一層の充実、学び直す教育の機会の確保などの特色ある学校教育を展開します。

②子どもの個性や能力を伸ばし、可能性を広げる

「確かな学力（知）」、「豊かな心（徳）」、「健やかな体（体）」を児童生徒にバランスよくはぐくむとともに、その個性や能力を伸ばし、可能性を広げます。また、障害のある児童生徒一人ひとりの状態に応じ、具体的できめ細かな支援や指導の充実に努めます。

③学校教育環境の充実

本市の実情に応じた活力ある学校づくりの実現のため、小中学校の適正規模・適正配置に向けた再編整備を推進するとともに、多様な学習活動に対応でき、児童生徒等が安全で快適に学び、過ごすことができる施設の整備を図るなど、学校教育環境を充実させます。

④安心して学べ、地域とともにある学校づくり

いじめ防止対策、不登校へのきめ細かな対応、経済的困難を抱える保護者の支援や、学校、家庭、地域の連携による児童生徒の規範意識の育成、「共に育ち、共に育てる（共育）」と「響き合って、育ち合う（響育）」の風土の醸成など、安心して学べ、地域とともにある学校づくりを進めます。

(関連するSDGs)



施策 2

専門的な教育の機会が確保され、高等教育機関等との連携や交流が進むまち

市民の身近なところで専門的な教育を受けることができ、高等教育機関等との連携や交流、学生等のまちづくりへの参加が進むまちを目指します。

(施策推進の視点)

① 高等教育機関等との連携の推進

地域において高度な教育を受けることができる環境の充実を図るため、高等教育機関等との連携を強化し、学部や学科などの多様化を促進するとともに、同機関等が持つ教育資源の有効活用や情報の交流を推進します。また、市民がより高度な知識や情報を得ることができるよう、高等教育機関等における公開講座等の開催を促進します。

② 学生等のまちづくりへの参加促進

地域の取組みや行政が実施する事業への参加を促すことを通して、豊かな人間性と自主性、社会性を涵養し、主体的な活動などに結びつくよう人づくりを支援します。

(関連するSDGs)



施策 3

未来に向けて、ともに学び、地域で行動する人がはぐくまれるまち

次世代を担う子どもたちを中心に、ともに学び、考え、行動する人がはぐくまれるまちを目指します。

(施策推進の視点)

① 次世代を担う子どもをはぐくむ

次世代を担う子どもたちが、さまざまな体験や活動を通じて社会を生き抜く力を身に付けるとともに、郷土愛や将来にわたってまちづくりに参画する姿勢をはぐくむ取組みを行います。

また、高齢者や子育て世代をはじめとする地域の大人が、学習活動や地域活動を通じて子どもの成長を支えるとともに、自らも人生 100 年時代における人づくりへとつながるような取組みを進めます。

②ESDを通じた人づくり、つながりづくり、地域づくり

市民の主体的な学びや活動の機会を設けるにあたり、人と人、人と地域、地域と地域の「関わり」・「つながり」をはぐくむといったESDの視点を持った取組みを展開することで、「人づくり」・「つながりづくり」を進めます。それにより、地域が直面する課題を市民自らが発見し共有し解決していく、持続可能な「地域づくり」へとつなげていきます。

③学習環境の整備・充実

さまざまな手法を用いて学習に関する情報や場を提供するとともに、個人の要望に応える学習をきっかけとして、社会の要請に応える学習・活動へつなげる働きかけや工夫を行います。

さらに、市民が身近な地域で学習活動を行えるよう環境整備を図ることにより、生涯学習、ボランティア活動、地域活動を促進します。

④青少年の問題行動や悩みへの対応

街頭指導・相談・環境浄化などの健全育成活動の充実に努め、青少年の非行や犯罪被害を防止します。また、インターネットによるいじめ・依存防止のための適正利用や被害防止の啓発を行うほか、ひきこもりやニートなどの問題に対し、関係機関などと連携強化を図り支援します。

(関連するSDGs)



施策4

スポーツを通して生きがいに満ち、活気にあふれるまち

誰もが、ライフステージに応じてスポーツに親しみ、楽しむことで、生涯にわたり心身ともに健康で、活気にあふれた生きがいある生活を営むことができるまちを目指します。

(施策推進の視点)

①気軽に親しめるスポーツ活動の機会づくり

市民の誰もが生涯にわたり、それぞれのライフスタイルや心身の状況に応じて運動やスポーツに親しみ、健康で明るい生活を送ることができるよう、多様なスポーツ活動の機会をつくり出します。

②スポーツ活動を支える仕組みづくり

市民が主体的かつ計画的に多様なスポーツ活動に取り組むことによって、豊かなスポーツライフを形成し、定着していくことができるよう、活動支援のための仕組みをつくり出します。

また、スポーツ都市宣言推進協議会や体育協会をはじめとする各種団体と連携し、各種スポーツ大会の奨励、トップレベルの競技大会の誘致など、スポーツ事業の充実・発展に努めます。

③スポーツがしやすい環境づくり

市民が身近なところで、いつでも気軽に運動やスポーツ活動へ参加ができるよう、多様なスポーツの場の充実を図るとともに、必要に応じて指導を受けることができるよう、指導者の養成、確保、資質向上やきめ細やかなスポーツ情報の提供などに努め、スポーツがしやすい環境をつくります。

また、市民体育館など老朽化した施設への対応をはじめ、安全で快適なスポーツ環境の整備・充実に努めます。

(関連するSDGs)



施策5

文化芸術に親しみ、心豊かに生活できるまち

郷土の歴史や遺産を大切に継承・活用し、郷土を愛する気持ちと誇りをはぐくむとともに、市民が文化芸術を通して心豊かで充実した生活を送ることができる文化の薫るまちを目指します。

(施策推進の視点)

①まちの歴史や文化を知る・学ぶ

世界文化遺産に登録された三池炭鉱関連施設などをはじめ、地域に残されている近代化遺産や有形・無形の文化財の適切な保存や、それらの歴史を「見える化」するなどの活用に向けた取り組みを通して、郷土の歴史や文化に触れ、現在や未来とのつながりを理解する機会を充実します。

②文化芸術事業の充実

質の高い文化芸術に触れる機会と、身近な場所で文化芸術に触れる機会の充実を図ります。あわせて、子どもが文化芸術に触れ、豊かな感性をはぐくむとともに、若者が文化芸術に対する関心を高める機会の充実を図ります。また、誰もが気軽に文化芸術に親しめるよう、市民が参加しやすい事業の充実に努めます。

③文化芸術の環境づくり

文化芸術活動を行う市民団体への支援等により、市民が身近に文化芸術に親しめる環境づくりを進めます。また、文化芸術により生み出される様々な価値を人づくり、まちづくりの面で活かし、まちの魅力を高める取り組みを進めます。あわせて、文化施設の適切な維持・補修を行うとともに、これからの文化施設が地域で果たす役割について改めて検討し、機能の充実を図ります。

(関連するSDGs)



施策6

一人ひとりの人権が尊重され、男女が生き生きと暮らすまち

市民一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合える、あらゆる差別のない、男女が生き生きと暮らすことができるまちの実現を目指します。

(施策推進の視点)

①人権に関する教育・啓発の推進

市民一人ひとりが互いの人権を尊重することの重要性を認識し、人権問題に対する正しい理解を深めるため、関係機関と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組みます。

(関連するSDGs)



大牟田市教育の振興に関する大綱

令和2（2020）年3月

発 行 大牟田市企画総務部総合政策課

編 集 大牟田市企画総務部総合政策課

〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地

電話 0944-41-2501 FAX 0944-41-2552